

さいたま市西区馬宮地区社会福祉協議会会則

(名称・目的)

第1条 この会は、さいたま市西区馬宮地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び馬宮地区の関係諸団体等と密接な連絡調整を図り、馬宮地区における社会福祉活動の運営と組織的な活動を進め、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(会員・組織)

第2条 本会は馬宮地区の住民を会員として、次のいずれかの号に該当する組織及び個人をもって構成する。

(1) 馬宮地区住民組織

自治会、婦人会組織、商店会、地域ボランティア組織、その他

(2) 社会福祉専門機関・団体

民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉施設、社会福祉機関、福祉委員、専門技術ボランティア組織、その他

(3) 当事者組織・団体

老人クラブ、傷患者（児）団体、母子・父子団体、介護者の会

(4) 関連分野団体

社会体育振興会、医師会、学校、・幼稚園及びPTA、子供会、青少年育成会、コミセン運営委員会、その他

(5) 本会の活動及び事業推進に協力いただける個人

学識経験者、地域福祉活動経験者、その他

(事業)

第3条 本会は第1条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 市社協実施の地域福祉事業への協力

(2) 福祉活動の推進と啓発

(3) 福祉問題に対する調査・研究

(4) 社会福祉団体との連絡および調整

(5) 社会福祉関係事業への助成

(6) 日赤募金、共同募金、歳末助け合い運動事業、賛助会員募集への協力

(7) 地域福祉行動計画の策定

(8) その他目的達成の為に必要な事業

(事務所等)

第4条 本会の事務所は、馬宮コミュニティセンター（西区西遊馬533-1）に置く。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名

(3) 理 事 45名程度

(4) 会 計 2名

(5) 監 事 2名

(役員を選任方法)

第6条 会長、副会長、会計、監事は理事の中から互選し総会の承認を受ける。

ただし、副会長は次の団体から各1名を選任するものとする。

馬宮地区民生委員児童委員協議会・馬宮地区自治会連合会

2 理事は、第2条1号から5号までの者で構成し、総会の承認を得る。

3 任期中欠員が生じた場合、役員会の承認を得て補充する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

ただし、民生委員児童委員については、任期が年度途中のため本人了解のもと役職を年度末まで、継続する。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、本会の経理を行う。

4 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

5 理事は、会長の諮問に応じ会務を審議する。

(会議)

第9条 本会の運営に当たり、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 役員会

(4) 部会

(総会)

第10条 総会は年1回会長が理事を招集し開催する。

2 総会では、本会の事業報告及び会計報告を審議し、事業計画、及び会計予算を決定し役員を選出する。

3 総会は過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議長は出席者の中から選任する。

5 総会の議事は出席者の過半数で議決する。可不同数の場合は議長が決する。

(理事会)

第11条 理事会は第5条の定める役員をもって構成し、臨時に重要議案の審議が必要なとき会長が招集し、議長は出席者の中から選任される。

(役員会)

第12条 役員会は会長、副会長、会計、部会長で構成され、会長が招集する。

2 議長は会長が努め、本会の事業執行及び会務全般について審議し、決定する。

(部会)

第13条 第3条に掲げる事業を円滑に進めるために、次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 広報部会

(3) 事業部会

(4) ボランティア部会

2 部会員は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 部会には部会長、副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会が担当する事項については、地域福祉行動計画による。

(本会の事務)

第14条 本会の事務および事業推進を円滑に進めるため、市社協派遣の地域福祉コーディネーターを置く。

2 その担当業務は以下のとおりとする。

(1) 地域福祉活動の推進を図るため、福祉サービスに関する情報提供及び相談等を行う

(2) 各種会議に参画する

(顧問・相談役)

第15条 本会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 顧問・相談役は、本会の業務について会長の諮問に応え、または意見を具申する。

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及び寄付金、助成金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第18条 この会則にあたり、必要な事項は役員会において、別に定める。

附則

① この会則は平成12年6月1日から実施する。

② この会則は平成15年6月28日から実施する。

③ この会則は平成18年6月4日から実施する。

④ この会則は平成20年4月27日から実施する。

⑤ この会則は平成25年4月29日から実施する。

⑥ この会則は平成26年4月29日から実施する。

⑦ この会則は令和2年4月24日から実施する。

⑧ この会則は令和8年4月24日から実施する。